

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第8条 省略 付 則 1～3 省略</p>	<p>第1条～第8条 省略 付 則 1～3 省略 <u>(市町村民税の額の算定の特例)</u> 4 第4条第1項第3号中「<u>地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)</u>の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)」は、第4条第1項第3号に定める者が、<u>医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)</u>にあつては、<u>指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。</u></p>

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (助成の範囲) 第4条 市長は、乳幼児等及びこどもの疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、次に掲げる額を助成する。 (1)～(3) 省略 2 前項第3号に規定する一部負担金の額は、<u>当該被保険者等負担額</u>を超えることができない。 3～4 省略 第5条～第8条 省略 付 則 1～3 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (助成の範囲) 第4条 市長は、乳幼児等及びこどもの疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、次に掲げる額を助成する。 (1)～(3) 省略 2 前項第3号に規定する一部負担金の額は、<u>同号の規定により800円を適用する場合を除き、当該被保険者等負担額に3分の2を乗じて得た額</u>を超えることができない。 3～4 省略 第5条～第8条 省略 付 則 1～3 省略 <u>(市町村民税の額の算定の特例)</u> 4 当分の間、新条例第4条第1項第3号中「<u>地方税法の規定による市町村民税</u></p>

の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割(同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第 314 条の 7 並びに同法附則第 5 条の 4 第 6 項、同法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項及び同法附則第 7 条の 2 第 4 項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)は、地方税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 4 号)による改正前の地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号を適用して算定するものとする。